

## 【工事請負】

### 個人情報保護に関する事項

#### (基本的事項)

第1 請負者は、個人情報保護の重要性を認識し、本工事の施工にあたっては、個人の権利や利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 請負者は、工事期間満了後においても、工事施工上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

#### (従事者への周知)

第3 請負者は、工事従事者に対し、在職中及び退職後においても工事施工上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

#### (個人情報の収集)

第4 (1) 請負者は、工事施工にあたり発注者から貸与された個人情報以外に、自らの意志でむやみに個人情報を収集してはならない。

ただし、やむを得ず収集する必要が生じた場合は、事前に発注者の承諾を得るとともに、収集した個人情報を書面により発注者に報告しなければならない。

(2) 請負者の意志にかかわらず、工事施工上予期せず知りえた個人情報についても、書面により発注者に報告しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 (1) 請負者は、工事に関して知り得た個人情報を不当な目的及び目的以外の目的のために使用してはならない。

(2) 請負者は、事前に発注者の同意を得ることなしに第三者にこれを開示または提供してはならない。

#### (個人情報の漏洩等の防止等)

第6 (1) 請負者は、工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、技術面及び組織面において個人情報を適切に管理する個人情報管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

(2) 本工事に従事する者以外の請負者の社員は、当該工事にかかる個人情報を取扱ってはならない。

#### (個人情報の複写・複製の禁止)

第7 請負者は、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、工事施工のため個人情報を複

写又は複製する必要がある場合は、事前に発注者に対し、その範囲、数量等を書面により通知し、発注者の承認を得なければならない。

(個人情報取扱の再委託)

- 第8 (1) 請負者は、個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、工事施工のため、やむを得ず第三者にその取扱いを委託する場合は、事前に発注者が要求する事項を書面により通知し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) この場合、請負者は当該第三者に対し本事項に定める請負者の義務と同等の義務を負わせるものとする。また、再委託先の故意又は過失により紛争が生じた場合は、請負者が一切の責を負うものとする。

(工事完了後の個人データの返還等)

- 第9 請負者は、工事において発注者から貸与され、又は請負者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料を、工事完了後直ちに発注者に返還、消去又は破棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

(個人情報の取扱状況の報告)

- 第10 発注者は、個人情報の取扱及びその保護に関する管理状況について、必要に応じ請負者に対していつでも書面による報告を求める事ができるものとし、請負者は速やかにこれに応じなければならない。

(事故発生時の報告)

- 第11 請負者は、個人データの漏えい、流出、紛失等の事故が発生した場合は、ただちに書面により発注者に報告し、当該事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を、発注者の指示のもと自己の責任と費用負担で講じるものとする。工事完了後、又は解除後においても同様とする。

(事故発生時の責任の範囲)

- 第12 工事施工に際し、請負者の故意又は過失により第三者との間に紛争が生じた場合は、弁護士費用等の訴訟解決費用を含め、すべて請負者の責任と負担において解決するものとする。また、発注者と第三者との間で請負者の行為に起因して紛争が生じた場合も同様とする。

(解除及び損害の回復)

- 第13 発注者は、請負者が本事項に定める条項の一に違反したときは工事契約を解除することができる。また、請負者が本事項の定めに違反したことにより発注者に損害が生じた場合、請負者は、自己に責のないことを証明した場合を除き、発注者に対して賠償金を支払うとともに、原因究明、損害回復に必要な措置をとり、その経過を書面にて速やかに報告しなければならない。